

2023年2月14日

香芝市議会議長  
川田 裕 様  
香芝市議会教育福祉委員会委員長  
中谷 一輝 様

香芝市生活保護問題調査団  
団長 吉永 純 (花園大学教授)

事務局連絡先

奈良県橿原市八木町1-8-15ヤマトー八木店4階

奈良民主医療機関連合会気付

奈良社会保障推進協議会

Tel:0744-21-3101/Fax:0744-21-3102

担当 中嶋、飯尾

## 生活保護相談申請時における市会議員の同席に関する質問を禁止する貴市議会の対応についての申し入れ

貴市議会は、2022年12月13日の福祉教育委員会に於いて、委員長は「議員の質問は、係争中の裁判に係りますので、質疑を禁止いたします。」として議員の質問を禁止しました。しかしこの質問禁止は以下の理由により根拠がありませんので、禁止について反省し、議員を質問権を保障してください。

○申し入れの趣旨（質問禁止に根拠がない理由）

1 市議会における議員の質問は、市民の要望や要求を実現するための基本的かつ根幹的活動です。そのため議員の質問に対しては市長並びに職員には説明義務が課されており（香芝市議会基本条例第20条4項）、質問に対する市当局の見解をただすきわめて重要なものです。

このような質問の重要性に鑑み、市議会委員長は「秩序を乱し、又は会議を妨害する」場合に注意喚起ができるだけです（同条5項）。また、市議会委員会条例20条においても、「委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。」だけです。

したがって、議員は質問に関してはこれらの規定に反しない限り、自由に質問を行うこ

とができるものです。

2 「係争中の裁判にかかること」について質問することが委員会の秩序を乱すとは考えられません。また、そもそも、裁判で問題とされているのは議員に対する懲罰の合法性であり、議員の窓口同行が違法であるかは直接の争点ではありません。

以上のように、市議会が、窓口同席に関する質問を禁止する根拠はまったくありません。